

令和 6 年度 第 5 回庁議要旨

日時：令和 6 年 6 月 4 日（火）

午前 9 時～午前 9 時 3 0 分

会場：庁議室

[審議事項]

1 井内保育所移転跡地の利活用について（市民生活部）

稲井支所・稲井公民館は、東日本大震災で被災した稲井支所機能を稲井公民館に移転し、平成 27 年 7 月から供用を開始した。

供用開始後、地域住民の行政手続のほか、市の各種健診・確定申告など、各種事業の会場となっているが、駐車場が狭いため度々利用者から不満が寄せられており、あらかじめ駐車場の不足が見込まれる際には、近隣の民間集会所の駐車場を無償で借用している状況にある。

令和 6 年 4 月に稲井支所・稲井公民館の道路向いに位置している井内保育所が閉所したことから、施設解体後、稲井支所・稲井公民館の駐車場として活用することにより利用者の利便性向上を図るもの。

(1) 主な内容

井内保育所解体後の敷地を稲井支所・稲井公民館の駐車場として利活用する。

井内保育所跡地 敷地面積：1,919.76 m²

(2) 今後の予定

令和 6 年度 解体実施設計業務委託（子ども保育課）

令和 7 年度 解体工事（子ども保育課）

駐車場利用開始（稲井支所へ所管換）

[報告事項]

1 宮城県犯罪被害者支援条例の改正に伴う石巻市犯罪被害者等支援条例の改正について（市民生活部）

平成 16 年 4 月から宮城県犯罪被害者支援条例（以下「県条例」という。）が施行されたが、施行から 20 年近く経過し、被害者への支援の在り方などで現状との乖離が生じていた。

こうした点を踏まえ、支援の対象に犯罪被害者のご家族やご遺族を含むことを明らかにするため、県条例の名称が変更された。

県条例改正に伴い、石巻市犯罪被害者等支援条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

石巻市犯罪被害者等支援条例における引用条文を改めるもの。

(2) 今後の予定

令和 6 年 6 月 市議会第 2 回定例会に石巻市犯罪被害者等支援条例の一部改正について提案

（令和 6 年 4 月 1 日遡及適用）

2 こども家庭センターにおける一体的な相談支援業務の実施について（保健福祉部）

これまで本市において実施してきた、妊産婦や子育て世代を支援する母子保健機能業務については、国の利用者支援事業実施要綱に定める事業類型の母子保健型に基づくものであったが、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされたことに伴い、事業類型の母子保健型がこども家庭センター型に改められた。

これにより、従来、健康推進課が担ってきた母子保健機能と、総合相談センターが担ってきた子育てに困難を抱える家庭等を支援する児童福祉機能を維持しつつ、両機能の切れ目のない一体的な相談支援業務をこども家庭センターが担うこととなった。

相談支援業務の強化を図るため、石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱の一部を改正し、母子保健と児童福祉の両機能の相談支援業務を一体的に実施するもの。

(1) 主な内容

こども家庭センターにおいて、以下の一体的支援業務を実施する。

- ・子育てに困難を抱える家庭等の相談業務と関係機関との連絡調整
- ・支援の必要な方へのサポートプランの作成
- ・サポートプランの作成に係る合同ケース会議の開催

※母子保健機能の業務は健康推進課及び各総合支所市民福祉課が、児童福祉機能の業務は総合相談センターが従来どおり実施する。

(2) 今後の予定

令和6年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案

3 デジタルサイネージ及びベンチアートの設置について（産業部）

本市では、官民が連携した持続可能なまちづくりを進め、かわまちエリアの賑わい創出と拡大及び回遊性の向上を図るため、中心市街地における「駅前エリア」から「川沿いエリア」間を「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを推進する滞在快適性等向上区域に設定し、国の交付金の活用を図りながら各種事業を推進するため、石巻かわまちエリア都市再生整備計画を策定した。

同計画に位置付けた、デジタルサイネージ及びベンチアートの設置を行うもの。

(1) 主な内容

ア デジタルサイネージ（商工課・地域振興課）

かわまちエリア及び石巻駅前広場に、中心市街地をはじめとする観光情報やバスの運行情報などが盛り込まれたタッチパネル式のデジタルサイネージを設置することで、中心市街地の賑わいの創出、回遊性及び公共交通の利便性向上を図る。

イ ベンチアート（商工課）

観光客の撮影スポットとなるようなマンガキャラクターのモニュメントが固定されたベンチを設置することで、中心市街地の賑わい創出と回遊性向上を図る。

(2) 今後の予定

令和6年6月 市議会第2回定例会に関係予算案について提案

7月～ 事業者選定

～3月 設置完了

4 令和6年度水産業災害対策資金の融資に係る利子補給補助金の交付について（産業部）

令和5年の海水温の記録的高温により、本市の養殖水産物全般に大量へい死や生育不良などの影響が出た。加えて、令和6年1月から3月にかけて発生した暴風・波浪により、漁船、養殖施設や水産物等に大きな被害が発生した。

令和6年5月に宮城県は、これらの災害について、被害を受けた漁業者（以下「被災漁業者」という。）が災害復旧促進及び経営の安定に資するための運転資金（以下「水産業災害対策資金」と総称する。）を金融機関から融資された際、市が償還に係る利子補給補助金を金融機関へ交付する場合に同補助金の一部を市に交付することとした。

宮城県と連動して、被災漁業者に貸し付けた融資機関に対して利子補給補助金を交付し、被災漁業者の資金繰り支援を行うもの。

(1) 主な内容

指定災害	令和5年の海水温の記録的高温による 県内養殖水産物のへい死等被害（高水温による被害）	令和6年1月から3月にかけての暴風・波浪被害（低気圧による被害）
県全体の融資枠	5億円	3億円
貸付対象者	被災漁業者で次のいずれかに該当し、居住する市長の被害認定を受けた者 ・水産物損失額が平年漁業総収入の2割以上 ・漁船、漁具、養殖施設の損失額が当該施設の被害時価額の50%以上	
資金使途	・被害施設の復旧費 ・当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金等の支払に要する経費等	
貸付限度額	施設・水産物被害額の8割又は10,000千円のいずれか低い額	
基準金利	2.35%	
利子補給率	1.65%（県0.825%、市0.825%） ※残る0.70%について、宮城県漁業協同組合では、東日本信用漁業協同組合連合会と協力して負担するよう調整中。	
償還期間	7年（据置3年）以内	7年（据置2年）以内
借入申込期間	令和6年7月頃～同年12月27日	
貸付期間	令和7年2月17日まで	
償還期日	毎年7月31日	
利子補給見込額	14,579千円 ※令和6年9月1日に333,800千円融資し、7年償還とした場合	
融資機関	主に東日本信用漁業協同組合連合会	

(2) 今後の予定

令和6年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案
7月～ 借入申込開始

5 スクールサポートスタッフ配置支援事業について（教育委員会）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る「学校の新しい生活様式」の実践に伴い増大した教員の負担を軽減するため、令和2年度から令和4年度まで教育支援体制整備事業費補助金等を活用しスクールサポートスタッフを配置してきた。

新型コロナウイルス感染症が収束の傾向となった令和5年度からは、教員の働き方改革を推進するための位置付けとなり、国及び県においても配置事業の拡大を進めてきたが、本市では補助金交付要件である教員の「客観的在校時間の把握」を満たしていないことからスクールサポートスタッフを配置できなかった。

このことから、教員の在校時間を把握するため市内全小中学校にタイムカードを導入し、令和6年度教育業務支援員（スクールサポートスタッフ）配置支援事業（多忙化解消）の仮申請を令和6年2月に宮城県教育庁へ行ったところ、同年3月配置支援事業実施にかかる内示を受けた。

配置希望のあった42校の小中学校にスクールサポートスタッフを配置し、円滑な学校運営を図るもの。

(1) 主な内容

スクールサポートスタッフ配置支援事業

配置希望校 42校（小学校30校、中学校12校）

配置予定校 42校（令和6年4月現在）

勤務時間 1週間あたり20時間勤務（月曜日～金曜日）

※1日4時間

休日等 土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

（長期休業期間中は勤務）

賃金等 996円（1時間当たりの額）

業務内容 学校からの配布物の印刷、事務作業の補助及び来客・電話対応等の学校が必要とする事務的作業

(2) 今後の予定

令和6年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案

7月 スクールサポートスタッフ募集

8月 スクールサポートスタッフ配置予定

【その他】

- ・市議会第2回定例会について（総務部）
- ・ホスピタリティ（心からのおもてなし）に関する職員アンケートについて（復興企画部）

以上